【提出先】日本植物学会事務局　Email：bsj@bsj.or.jp　　FAX：03-3814-5352

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20xx年　　月　　日

公益社団法人日本植物学会

　　会長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　会員番号　217-　　　-

　自宅住所　〒　　　—

会員氏名 　　　　　　 　(印)

**シニア生涯会員移行届**

　公益社団法人日本植物学会シニア生涯会員規程に基づき、20xx年より貴学会のシニア生涯会員に移行したくお届けいたします。

　また下記につきましては、相違ございません。

——————————————————————————　記　—————————————————————————————

**・生年月日：　　　　年　　　　　月　　　　　日**

**・現在、定職に就いておりません。**

**以上**

**公益社団法人日本植物学会シニア生涯会員規程**

（総則）

第1条 シニア生涯会員については、本規程に定めるところによる。

（資格）

第2条 当該年度の3月31日までに満65歳以上であり（「年齢計算ニ関する法律」に従う）、原則として定年退職等により常勤の職に就いていない者とする。なお、非常勤職、嘱託職、パートタイム勤務者は常勤には該当しないものとする。資格の該当については、本人の自己申告に基づく。

2. 連続5年以上会員であった者。

（シニア生涯会員の承認）

第3条 本人からの申請にもとづき、会長が承認し、結果を理事会に報告する。

2. 本人からの申し出により、シニア生涯会員から正会員に移行することができる。

3. 本人から定職に就いたと申し出があった場合は、正会員に移行しなければならない。

4. シニア生涯会員が正会員に移行した後、再びシニア生涯会員に移行する場合は、新たに会費は徴収しない。

5. シニア生涯会員は最初の移行時に一括して生涯会費を納入する。

6. 毎年、他の会員の会費納入時期に更新手続きを行う。２年以上にわたり更新手続きを行わなかった場合は、定款第10条４に基づき、会員資格を喪失する。

（シニア生涯会員の特典）

第4条 シニア生涯会員は正会員の資格を有しないが、学部学生（発表無し）と同額で学術大会に参加することができ、植物学雑誌をオンラインで購読することができる。学術大会で発表する場合、発表年の会費納入時に、正会員へ移行する。

（シニア生涯会員の連絡方法）

第5条 シニア生涯会員への連絡は電子メールのみとする。

（シニア生涯会員の事務手続き）

第6条 シニア生涯会員への移行手続きなどの会員管理業務は、外部委託ではなく、日本植物学会事務局において行う。

（本規程の変更）

第6条 この規程を改正する場合は理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は2025年9︎月17日の代議員会による細則変更決議の承認を条件に、2025年10月1日から施行する。但し、2026年度会費から適用する。